

公安委員会及び警察本部長における行政文書ファイル等の 移管・廃棄手続について

1 移管・廃棄手続に関する検討事項

(1) 県民の安全・安心の確保

廃棄となる行政文書には、情報公開条例及び個人情報保護条例における不開示情報が含まれているものがあり、廃棄に係る査定を機にこれらの情報が流出した場合、県民の安全と安心を脅かすなどの治安への悪影響が懸念される。

(2) 守秘義務の適用

有識者として意見聴取する相手方については、県民の安全・安心を確保する上で守秘義務の適用が不可欠である。

(3) 査定における専門的知識の必要性

暴力団、特殊詐欺（振り込め詐欺）、DV、ストーカー等の警察が取り扱う業務に関して作成した行政文書の廃棄に係る査定においては、各々の専門的な知識を有する者のアドバイスが必要である。

2 移管・廃棄手続の方針

(1) 適切な移管・廃棄手続を確立するための取組

ア アーキビストの養成

歴史的に価値のある資料の査定や現用文書の整理、保存及び管理についてもその知識を活用することができるアーキビストを養成するため、国立公文書館等が開催するアーカイブズ研修を受講

イ 中間（一次）保存庫の確保

保存期間満了後の措置を「移管」又は「廃棄」として限定的に判断することなく、時勢を踏まえて行政文書ファイル等の廃棄を保留するための一次的な保存庫を確保

(2) 保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置を判断するための手続

県民の目から見たときに理解が得られ、歴史に対して説明できる方法

ア アーキビスト（県警察職員）による査定

国立公文書館が開催する「アーカイブズ研修」等を受講した職員において、歴史公文書への適否の査定を実施

イ パブリックコメントの実施

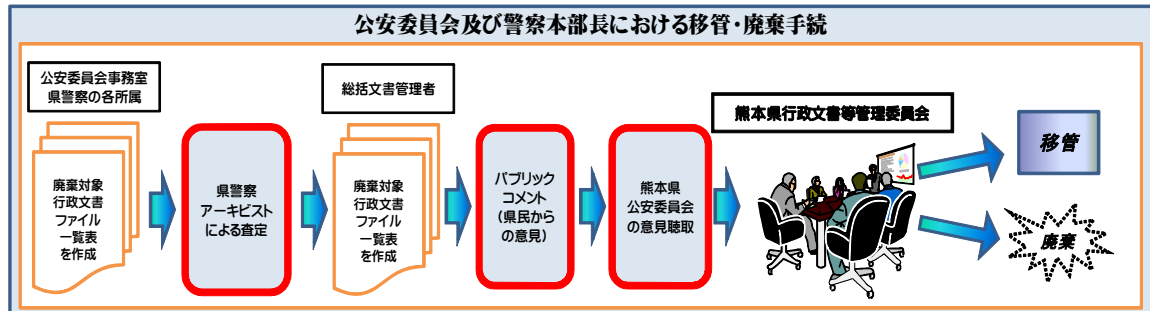
廃棄対象行政文書ファイル一覧表をインターネット等で公表し、県民からの意見を公募

ウ 公安委員会への意見聴取

アーキビストによる査定及びパブリックコメントの結果に基づき、保存期間が満了した行政文書の適切な措置（移管又は廃棄）について、廃棄対象行政文書ファイル一覧表及び現物を提示して意見を聴く

エ 条例第8条第2項に基づく手続

知事が規則で定める基準に適合するか否かについて、熊本県行政文書等管理委員会の意見を聴く



(3) 公安委員会を有識者として意見聴取する理由

【公安委員会の役割と適格性】

公安委員会は、知事及び政令指定都市の長である熊本市長がそれぞれの議会の同意を得て、知事が任命した県民の代表者である5人の委員で構成され、警察を管理する組織として、警察行政の運営を監督する役割を担っている。

そのため、熊本県行政文書等管理委員会と同様に県民の視点から警察が保有する行政文書の重要性を判断することができる組織であり、その判断に必要な識見を有する委員で構成されている。

※ 実施機関である公安委員会が、自ら保有する行政文書の保存期間満了後の措置についても判断を行う。

各実施機関の規程では、この措置の判断については総括文書管理者の事務であり、実施機関（知事、議会、教育委員会等）は、これに関与することとなっていない。

3 県民から見た手続の公正性

2に記載する「移管・廃棄手続の方針」については、

- パブリックコメント（広く県民等からの意見公募）
- 有識者（県民の代表）として適格性を有する者からの意見聴取
- 条例の規定に基づく手続（熊本県行政文書等管理委員会の意見聴取）

を実施することから、県民に対して説明責任を果たし、理解を得るための手続として公正性を確保できる。

なお、条例第1条の目的を達成するための責任は、各実施機関が有する。